

令和6年3月21日

議 事 録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については○で消しています。

福島県耶麻郡北塩原村農業委員会

令和5年度北塩原村農業委員会総会3月定例会 議事録

1. 開催日時

令和6年3月21日（木）午後1時30分～3時30分

2. 開催場所

北塩原村役場集会室1・2

3. 出席委員

	議席	氏名	出欠
会長	7	星 源 嗣	出
会長職務代理者	6	岩 田 多 吉	出
農業委員	1	五十嵐 大	出
〃	2	小 椋 隆 子	出
〃	3	中 川 博 之	出
〃	4	二 瓶 睦 夫	出
〃	5	蓮 沼 喜久雄	出
農地利用最適化推進委員	—	武 藤 吉 博	出
〃	—	武 藤 正	出
〃	—	五十嵐 忠之	出
〃	—	高 畑 忠 弘	欠
〃	—	佐 藤 周	欠
〃	—	佐 藤 照 明	出

※ 出席委員 農業委員7名 在任委員7名の過半数に達したので、本会は成立した。

※ 推進委員全員を招集し、在任委員6名中4名が参加した。

4. 欠席委員

農業委員 なし

推進委員 高畑 忠弘委員、佐藤 周委員

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の選任
- 第2 会期の決定
- 第3 業務報告及び今後の予定
- 第4 報告事項
 - ・能登半島地震義援金について
 - ・農地法第18条 合意解約について
- 第5 提出議案
 - ・議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について
- 第6 協議事項
 - ・令和6年度 北塩原村農作業料金協定表について
 - ・令和6年度 最適化活動の目標の設定等について
- 第7 その他
 - ・食料供給困難事態対策法について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 遠 藤 久 彦
事務局主査 渡 部 達 也
事務局主事 穴 戸 開

7. 会議の内容

■事務局長

ただいまより、令和5年度北塩原村農業委員会定例総会3月定例会を開会いたします。会長よりご挨拶をお願いいたします。

■会長

(挨 拶)

■事務局長

会長ありがとうございました。総会の議長は、北塩原村農業委員会会議規則第4条によりまして会長が行う事になっておりますので、会長をお願いいたします。

■議長

暫時議長を務めさせていただきます。本日の会議の案件はお手元に配布のとおりでございます。会議に先立ち本日の出席委員の確認を行います。

只今の出席委員は農業委員 7 名中 7 名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

今月は協議事項があるため、推進委員全員を招集し、推進委員 6 名中 4 名に参加頂いております。なお、推進委員の高畑 忠弘委員、佐藤 周委員からは欠席する旨の届出がありました。

■議長

それでは、北塩原村農業委員会会議規則第 13 条の規定による議事録署名委員の指名でございますが、本職より指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、1 番 五十嵐 大委員、5 番 蓮沼 喜久雄委員の両名を指名いたします。

■議長

お諮りいたします。会期について本日 1 日とすることにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認め、会期は本日 1 日と決しました。

■議長

それでは、業務報告及び今後の業務予定について、事務局より報告と説明をお願いします。

■事務局

(事務局報告・説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で業務報告及び今後の業務予定について終了します。

■議長

続いて、報告事項について事務局より説明をお願いします。

■事務局

(能登半島地震義援金について説明)

(農地法第18条 合意解約について説明)

■議長

ただいまの報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

以上で報告事項について終了します。

■議長

それでは、議事に入ります。議案第1号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。今月は13件ございます。

事務局から説明をお願いします。

■事務局

議案第1号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について説明いたしま

す。利用権設定等促進事業に係る農用地利用集積計画の作成について、承認を求めるものでございます。

番号1番、再設定の案件です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、69歳、北山字〇〇の方です。借受人は、〇〇 〇〇さん、76歳、北山字〇〇〇の方でございます。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村西の農地2筆、計3,832㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの約5年間。賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定するとのことでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、5番、蓮沼 喜久雄委員に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。令和6年3月21日提出、北塩原村農業委員長 星 源嗣。以上で議案第1号、番号1番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号1番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号1番、利用権設定について申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号2番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号2番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、71歳、北山字〇〇の方。
借受人は、番号1番と同様、〇〇 〇〇さんでございます。

2、利用権を設定する土地ですが、
北山字谷地及び谷地北の農地11筆、合計28,175㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間。賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定することでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。地元農業委員の意見としまして、星 会長に確認していただきましたところ、許可相当といただいております。

上記のとおり提出いたします。以上で議案第1号、番号2番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員の私から報告いたします。

■7番 星 源嗣委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号2番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号2番の利用権設定について申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号3番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号3番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、70歳、下吉字〇〇の方です。

借受人は、番号1番と同様、〇〇 〇〇さんです。

2、利用権を設定する土地ですが、下吉字村東の農地3筆、合計2, 466㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間。賃借料は村の賃借料情報を基に毎年協議して決定することでした。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。以上で番号3番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番 中川 博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

3月13日に現地確認及び、貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■7番 星 源嗣委員

申請上は3筆ありますが、現場は1筆にまとまっているのですか。

■3番 中川 博之委員

はい。その通りです。

■7番 星 源嗣委員

了解しました。

■議長

その他、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号3番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号4番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

番号4～11番まで、武藤 正委員の案件でございますので、農業委員会法第31条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。

(武藤 正委員 退席)

■事務局

番号4番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、75歳、北山字〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字土合の農地6筆、合計7, 435㎡、うち水張面積は6, 424㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間。賃借料はコシ

ヒカリ5袋と63,860円。コシヒカリ1袋6,500円計算として、10アールあたり15,000円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号4番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号4番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号５番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号５番、再設定です。

１、申請当事者について、貸付人は〇〇〇 〇〇さん、８８歳、喜多方字〇〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

２、利用権を設定する土地ですが、北山字村西及び村南の農地２筆、合計５，８２４㎡です。

３、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和６年４月１日から令和１６年３月３１日までの１０年間。賃借料はコシヒカリ８袋と３５，３６０円。１０アールあたり１５，０００円になります。

４、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号５番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、５番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■５番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号5番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号6番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号6番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇〇さん、46歳、会津坂下町〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村東の農地2筆、合計4,150㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間。賃借料は62,250円。10アールあたり15,000円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号6番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号6番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号6番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号7番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号7番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇さん、91歳、北山字〇〇〇の方です。

借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村東の農地2筆、合計3,346㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間。賃借料はコシヒカリ3袋と30,690円。10アールあたり15,000円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号7番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。貸付人は施設に入居しているため、息子さんと話をいたしました。契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号7番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号7番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号8番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号8番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、67歳、北山字〇〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、
北山字村南及び堰ノ上の農地3筆、合計8,941㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間。賃借料は134,115円。10アールあたり15,000円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号8番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■ 5 番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容に合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 8 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号、番号 8 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号 9 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号 9 番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、74 歳、北山字〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字土合の農地 1 筆 922 m²、うち水張面積 860 m²です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間。賃借料は12,900円。10アールあたり15,000円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号9番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号9番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号9番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定すること

といたします。

■議長

続いて、番号 10 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号 10 番、再設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、86歳、北山字〇〇の方です。
借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、北山字村西の農地1筆、合計2,301㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和16年3月31日までの10年間。賃借料はコシヒカリ6袋。10アールあたり16,950円になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号 10 番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、5番 蓮沼 喜久雄委員より報告をお願いします。

■5番 蓮沼 喜久雄委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 10 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号、番号 10 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号 11 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号 11 番、新規設定です。

1、申請当事者について、貸付人は番号 10 番と同じ〇〇 〇〇さん。

借受人は、武藤 正委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、下吉字山ノ神の農地 1 筆、合計 3 5 1 m²です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日までの 4 年間。無償での設定になります。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号 11 番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、3番 中川 博之委員より報告をお願いします。

■3番 中川 博之委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 11 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号 11 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

武藤 正委員に係る審議が終了しましたので、武藤 正委員の入室を許可します。

(武藤 正委員 入室)

■議長

続いて、番号 12 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

■事務局

番号 12 番、新規設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇 〇〇さん、69歳、大塩字〇〇の方です。
借受人は、〇〇 〇〇さん、49歳、北山字〇〇〇の方です。

2、利用権を設定する土地ですが、大塩字中澤尻の農地1筆、合計1,183㎡です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。
権利の存続期間は令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間。賃借料は2,000円。10アールあたり1,690円です。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号12番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番 五十嵐 大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大委員

3月16日に現場確認し、貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

賃借料が2,000円と安い理由ですが、この農地が他の耕作地と離れている場所にあり、耕作に不便なため、荒らすよりも使ってもらった方がよいということでこの金額にしたそうです。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 12 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第 1 号、番号 12 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

■議長

続いて、番号 13 番について、事務局より朗読と説明をお願いします。

番号 13 番は五十嵐 忠之委員の案件でございますので、農業委員会法第 3 1 条の規定に基づく、議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで一時退席をお願いします。
(五十嵐 忠之委員 退席)

■事務局

番号 13 番、新規設定です。

1、申請当事者について、貸付人は〇〇〇 〇さん、80 歳、大塩字〇〇〇の方です。
借受人は、五十嵐 忠之委員です。

2、利用権を設定する土地ですが、大塩字東海松の農地 3 筆、合計 3, 822 m²です。

3、利用権の設定内容についてですが、利用権の種類は、賃借権設定。

権利の存続期間は令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間。村賃借料情報を基に毎年協議するとのことです。

4、利用権の設定を受ける者の経営状況等につきましては、記載のとおりでございます。

上記のとおり提出いたします。

以上で番号 13 番の利用権設定について説明を終わります。

■議長

説明は終了しました。

ただいまの説明に関連して、本件の調査委員であります、1番 五十嵐 大委員より報告をお願いします。

■1番 五十嵐 大委員

貸付人・借受人と連絡を取りました。契約内容に問題はなく、お互いに内容にも合意しているということでしたので、許可相当と判断しました。

■議長

それでは、本件に関して、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。

番号 13 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。

議案第1号、番号 13 番の利用権設定について、申請の通りこれを適当と認め決定することといたします。

審議が終了しましたので、五十嵐 忠之委員の入室を許可します。

(五十嵐 忠之委員 入室)

■議長

以上で、議案の審議は終了いたしました。

続いて協議事項に移ります。

協議事項の1つめ「令和6年度 北塩原村農作業料金協定表について」事務局から説明お願

いします。

■事務局

（ 令和6年度 北塩原村農作業料金協定表について説明 ）

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

（ な し ）

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。

原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

（ 異議なしとの声 ）

■議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消していただきたいと思います。

以上で、令和6年度北塩原村農作業料金協定表について終了します。

協定表については、村HPへ公開、4月12日(金)の区長便で全戸に配布することとします。

■議長

続いて、協議事項2つめ「令和6年度 最適化活動の目標の設定等について」事務局から説明をお願いします。

■事務局

（ 令和6年度 最適化活動の目標の設定等について説明 ）

■議長

説明は終了しました。

それでは、本件に関し、ご意見、ご質問等ございませんか。

■委員

(な し)

■議長

ご意見、ご質問なしと認め、質疑を打ち切ります。お諮りいたします。
原案の通りこれを適当と認め、決定することにご異議ございませんか。

■委員

(異議なしとの声)

■議長

ご異議なしと認めます。原案の通り承認されましたので、お手元の（案）については、消
していただきたいと思います。
以上で、「令和6年度 最適化活動の目標の設定等について」終了します。

■議長

以上で、本日の報告事項並びに協議事項はすべて終了いたしましたので、これで議長の座
を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

■事務局長

ありがとうございました。

それでは、その他に移らせていただきます。まず、事務局から連絡があります。事務局お
願いします。

■事務局

(食料供給困難事態対策法が閣議決定されたことについて説明)

■事務局長

ありがとうございました。

この件についてご質問等ございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

他に何かございますか。

■委員

(な し)

■事務局長

以上をもちまして、北塩原村農業委員会定例総会 3 月定例会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

令和 6 年 3 月 2 1 日

北塩原村農業委員議長（会長） 星 源嗣 ⑩

議事録署名委員 1 番 五十嵐 大 ⑩

議事録署名委員 5 番 蓮沼 喜久雄 ⑩